企業による取組推進例 女性のエンパワメント原則 (WEPs)の署名

男女共同参画推進連携会議 平成24年3月19日 内閣府男女共同参画局

WEPsとは

- 女性のエンパワーメント原則(Women's Empowerment Principles、略称: WEPs)
- 副題は、「平等推進はビジネスそのものである。」
- 2010年3月に、国連と企業の自主的な盟約の枠組みである 国連グローバル・コンパクト(GC)と国連婦人開発基金 (UNIFEM)(当時。現UN Women)が共同で作成。
- 企業がジェンダー平等と女性のエンパワーメントを経営の核に位置付けて自主的に取り組むことで、企業活動の活力と成長の促進をめざす。
- 女性の経済的エンパワーメントを推進する国際的な原則として活用されることが期待されている。
- 署名企業数:394社(2012年3月現在)

WEPsの7原則

- ① トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進
- > トップのコミットメント
- > 全社的な目標設定
- > 管理職の人事考課の要素 等
- ② 機会の均等、インクルージョン、差別の撤廃
- > 平等な報酬
- ▶ 女性の管理職・役員への登用促進(30%かそれ以上)
- ▶ 子どもや家族のケアへの支援 等
- ③ 健康、安全、暴力の撤廃
- ▶ 健康に関する女性と男性への異なる影響への考慮
- ▶ 職場からのあらゆる暴力の撤廃
- ▶ 人身取引・性的搾取に関する理解促進 等

④ 教育と研修

- > 女性の職域拡大
- ▶ 教育・研修プログラムへのアクセス
- ➤ 好事例の発信 等
- ⑤ 事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動
- > 女性の経営者や起業家との取引の発展
- ▶ 取引先や同業者の関与 等
- ⑥ 地域におけるリーダーシップと参画
- ▶ 地域の模範となる企業のリード
- ▶ ステークホルダーや当局、その他の機関との協働促進
- ▶ 助成金やフィランソロピーによる支援 等
- ⑦透明性、成果の測定、報告
- ▶ 企業の方針及び実行計画の作成・報告書の公表
- ▶ 男女別データに基づく報告 等 (内閣府仮訳)

WEPsの特徴

- 特徴①:職場、市場、地域に おける平等の推進を目指し、 取引先や調達先(サプライ チェーン)、企業の事務所があ る地域と協働して取り組むこと
- → これまでの平等推進施策は、 従業員の均等待遇等、社内 の取組に重点が置かれていた。他方、WEPsは、ビジ れス活動やマーケティング 戦略コミュニティ、NGO、政 ・協働コミュニティ、NGO、 ・協働して、 をき込んで、連携・協働して 推進することが求められている。

特徴②:インクルージョン(包摂)の重視

▶ これまで伝統的に女性が少ない産業 や職種に女性を登用したり、男性も巻 き込んだりして、具体的に男女共同参 画を推進することを求めている。

- 特徴③:WEPsを用いた「見える化」— 企業の経営方針やビジネス活動の成果 をジェンダー平等推進の視点から測り、 評価し、報告・公表すること
- ➤ WEPsを自社の取組の進捗状況の把握だけではなく、他社と比較する際の指標とすることで、新たに必要とされる取組の思い切った実践の可能性を示したり、好事例を共有したり、課題を発見することに役立つ。

好事例の紹介

<u>[原則1]トップのリーダーシップによるジェンダー平等の促進</u>

▶日本のある企業のCEOは、 女性のエンパワメントに引き 続き取り組むことを再確認す るために、WEPsに署名した。 ▶グローバルな会計コンサル ティング会社が行った、ある企 業のトップレベルに対する評 価によると、その会社は、高 度な技能を備えた女性専門職 を採用・確保しなかったため に業績を落としていることが 分かった。その所見を受けて 同社では、経営管理職や役員 会の参加を得て、社風と企業 方針の転換を図っている。

<u>[原則2]機会の</u> <u>均等、インクルー</u> <u>ジョン、差別の撤</u> 廃

▶多様性と女性 の参画を支援す るため、多国籍企 業のある製鉄会 社では、管理職と 女性従業員で構 成される特別な 委員会を設置し、 女性従業員の要 望を明らかにした 上で、研修やプロ グラムを実施して いる。

[原則3]健康、安全、暴力の撤廃

▶スペインのある企業では、DV被害者が職場に 復帰しやすくするために、 就職の紹介を行ってい る。

[原則4]教育と研修

▶ヨーロッパのある航空会社は、伝統的に女にない。 会社は、伝統的に女がは が就く仕事と男性が就定 仕事を図していた。 登を取り除くためで で り除くた通じている。 の として若者への として若さいる。 の として努めている。 の

好事例の紹介(続)

[原則5]事業開発、サプライチェーン、マーケティング活動

▶イギリスに本社を持つ大手銀行は、女性起業家の役割拡大を認識し、特別な金融サービス、小額融資貸付、商業ローンなどをスタートするとともに、小規模から中規模のビジネスを運営する女性起業家のためにオンラインの情報センターを提供している。

▶アメリカに本社をもつ電子機器会社は、サプライチェーン・ダイバーシティ・プログラムを策定し、女性とサプライヤー(特に中小企業)を結び付け、両者の成長と購買層の拡大によるビジネスの展開をめざしている。

[原則6]地域におけるリーダーシップと参画

▶ガーナに事業所を 持つ多国籍の鉱業 会社は、女性従業員 を採掘現場で大きな 責任を伴う担当者に 配属し、さらに、彼女 たちが地域コミュニ ティや住民と接する 機会を多く持つことを 奨励することによって、 女性が働くモデルを 地域に提示する、女 性主流化プログラム を実施している。

〔原則7〕透明性、 成果の測定、報 告

▶オーストラリア の銀行およびコ ンサルティング 会社の2社は、 WEPsの7原則を、 ジェンダー平等 報告書の指針と した。

署名の手続き

- WEPsを支持するCEOは、署名用紙に署名して、国連グローバル・コンパクト事務所またはUN Women本部に送付。
 - ➤ 送り先・問合せ先:国連グローバル・コンパクト事務所 womens-empowerment-principles@unglobalcompact.org
- 国連グローバル・コンパクトへの参加の有無は問わない。ただし、 従業員10人以上の企業が対象。
- 手続きが終了したら、国連グローバル・コンパクト事務所のウェブサイトの「署名企業リスト」に掲載される(2012年3月1日現在、394社)。
 http://www.unglobalcompact.org/docs/issues_doc/human_rights/WEPs_CEO_Statement_of_Support_Signatories.pdf
- 署名したCEOは、WEPsをツールの一つとして用いながら、女性のエンパワーメントに取り組むことが期待される。
- 7原則に沿って進捗状況の報告書を作成・提出した企業は、「WEPs チャンピオン」としてWEPsウェブサイトに掲載される(2012年6月以降。ただし、WEPs推進のための拠出金が必要)
 8

女性のエンパワメントに取り組む 企業のメリット

企業のメリット

- 社員満足度や生産性の向上
- 企業のマーケティング戦略と結びつけた、女性の経済的エンパワーメントの推進
- 新しいビジネス機会の獲得

(例)

- ジェンダー多様性を優先する企業の営業利益率は、一般的に、優先しない企業の2倍である。経営陣に占める女性の割合と総資産利益率(ROA)・株主資本利益率(ROE)の間には正の相関がある。(マッキンゼー:2007,2008)
- 様々な領域(教育へのアクセス、健康、経済参加、政治参加等)で格差の解消が一番進んでいる国やエコノミーは、その他の地域と比較して、競争力が高く、経済が繁栄している。(世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート2010」)

企業の社会的責任(CSR)と女性のエンパワーメントに関する国際的な動き

- UN Womenが「戦略計画2011~2013年」(2011年6月):WEPsを促進
- 国連人権理事会決議「企業と人権に関するガイド原則」の採択(同年6月)、「『保護・尊重・救済』フレームワーク」報告書(ラギー報告書)(2008年、2009年、2010年):企業の人権尊重責務を提言
- 国連総会第2委員会「グローバル・パートナーシップ決議」(同年11月): 国連GCによるWEPsの推進
- GRIガイドライン:企業のCSR活動の評価指標の一つで、バージョンが「3.0」から「3.1」にアップされる際、ジェンダー平等に関する条項を追加(2011年3月)
- ISO26000:組織の社会的責任の重要な要素として、「組織のマネジメントでの男女の参画、雇用と報酬の平等、活動の平等、コミュニティ開発での配慮」および「ステークホルダー参加におけるジェンダー平等の重要性」を指摘(2010年11月)